改正後

［二・三　略］

区別	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲：電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲：上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
四	電気供給業務用	㈠　長野県松本市中央四丁目一番一七号（六四二・五） ㈡　長野県東筑摩郡朝日村古見三二四六（八三九）	〇　五	五〇	長野県 松本市　中央三丁目、同四丁目、埋橋一丁目、深志三丁目、本庄一丁目、同二丁目、庄内一丁目、中条、筑摩井川城、鎌田、征矢野、高宮、石芝町東、石芝町西、笹賀下二子

改正前

［二・三　同上］

区別	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲：電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲：上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
四	電気供給業務用	㈠　長野県松本市中央四丁目一番一七号（六四二・五） ㈡　長野県東筑摩郡朝日村古見三二四六（八三九）	〇　五	五〇	長野県 松本市　中央三丁目、同四丁目、埋橋一丁目、深志三丁目、本庄一丁目、同二丁目、庄内一丁目、中条、筑摩井川城、鎌田、征矢野、高宮、石芝町東、石芝町西、笹賀下二子
五	削除				

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　昭和五十七年郵政省告示第三百六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

［一　略］

二　公衆通信障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

区別	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲：電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲：上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称

［一～七　略］

改正前

［一　同上］

二　［同上］

区別	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲：電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲：上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称

［一～七　同上］